

# 神奈川県PTA協議会規約

## 第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 本会は、神奈川県PTA協議会という。
- 第 2 条 本会の事務所は、横浜市神奈川区神之木台22-14 県青少年課神之木台分館内に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 本会は、PTAの発展を推進し、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。
1. 民主的教育の理解を深め、PTA活動の在り方を研究協議してその普及に努める。
  2. 児童生徒の教育環境の整備に努める。
  3. 県内、市・郡PTA協議会相互の緊密な連絡をはかり、その活動の発展を助ける。
  4. 教育の正常な進展に関する世論の形成をはかる。
  5. (社)日本PTA全国協議会の構成員となり、各都道府県市PTA協議会と緊密な連絡をとり情報を交換する。

## 第 3 章 方 針

- 第 5 条 本会は、次の方針に従って活動する。
1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為はしない。
  2. 教育振興のため、教育当局に意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や人事に干渉しない。
  3. 児童・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  4. 国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。
  5. 他のいかなる団体の支配統制も受けない。また、各PTAの自由な活動を尊重してこれを制約しない。

## 第 4 章 組 織

- 第 6 条 本会は県内の市郡PTA協議会（横浜市及び川崎市を除く）を単位として組織する協議体であり、会員は市郡PTAに属する単位PTAの会員である。

## 第 5 章 役 員

- 第 7 条 本会の役員は、次の通りである。
- 会 長 1名 副会長 若干名（うち教師2名を含む）  
専務理事 1名 会計理事 2名  
常任理事 若干名

第 8 条 役員は、細則の定める役員選考委員会において候補者を選考し、総会において、その承認を求め決定する。

第 9 条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、細則に定める役員資格を失った場合は、この限りではない。

1. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 10 条 役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 専務理事は、常に会務を掌握し各種会議等の開催について連絡調整し、本会の適切な運営に努める。

4. 会計理事は、本会の資産を管理し、会計事務を処理する。

5. 常任理事は、会務の執行に参画する。

## 第 6 章 顧問及び参与

第 11 条 本会に、必要に応じて顧問・参与若干名を置くことができる。

1. 顧問・参与は、総会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、任期は1年とする。

2. 顧問・参与は、会長の諮問に応じ、また会議に出席し意見を述べることができる。

## 第 7 章 会 議

第 12 条 会議は、総会、理事会、役員会及びブロック会議とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 13 条 総会は、本会の最高議決機関であって、次の事項を審議し決定する。

1. 事業報告および決算の承認

2. 事業計画案および予算案の承認

3. 役員を選任

4. 規約の改廃

5. その他必要と認めた事項

第 14 条 定期総会は、毎年6月中に開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に開催する。

1. 総会は会長が召集する。

第 15 条 総会は、役員、理事及び代議員をもって構成する。

1. 理事及び代議員の、資格ならびに選出基準は、細則に定める。

2. 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第 16 条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第 17 条 理事会は、役員、理事をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

1. 総会に付議すべき事項

2. 規約及び細則で、理事会の議を要すると定められている事項

第 18 条 役員会は、役員をもって構成し次の事項を審議し決定する。

1. 理事会に付議すべき事項
2. ブロック会議に委任する事項
3. 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項

第 19 条 理事会、役員会は、必要に応じ会長が召集する。

1. 理事会、役員会の議長は、会長もしくは会長が委嘱した者がこれにあたる。

第 20 条 理事会、役員会は、定数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事を決定することができる。

1. 理事会における議決権を有する者は、原則として役員、理事とする。
2. 理事が理事会に欠席の場合、所属協議会役員の中から、代理人を指名し、理事会における議決権を行使させることができる。
3. 理事会に、議決権を行使する者がやむを得ず欠席する場合は、委任状をもって出席とみなす。

第 21 条 ブロック会議は、各ブロック選出の役員、理事及び市・郡 P T A 正副会長等で構成し、本会の活動についての意見交換をし、役員会より提案のあった事項について協議する。

## 第 8 章 委 員 会

第 22 条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するため、必要があるときは委員会を設けることができる。

1. 委員会について必要な事項は細則で定める。

## 第 9 章 専 門 部 会

第 23 条 専門的な事項について、必要があるときは、専門部会を設けることができる。

1. 専門部会について必要な事項は細則で定める。

## 第 10 章 経 理 及 び 会 計 監 査

第 24 条 本会の活動に要する経費は、市・郡 P T A 協議会からの分担金、補助金、その他の収入による。

1. 市・郡 P T A 協議会からの分担金の額は細則で定める。

第 25 条 本会の経費は、第 2 章の目的を達成する以外には支出してはならない。

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 27 条 本会の監査をするために、役員選考委員会において、代議員の中から会計監査委員を推薦し、総会においてその承認を求め決定する。

第 28 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

## 第 11 章 改 訂

第 29 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第 12 章 その他の事項

第 30 条 この規約に定めるものの他、必要な事項については会長が理事会の承認を得て別に定めることができる。

## 付 則

この規約は、昭和49年6月1日から施行する。

この規約は、昭和53年6月1日から施行する。

(ただし、昭和53年度の会計年度は昭和53年6月1日より昭和54年3月31日とする。)

昭和59年6月23日(第5章:第9条(4))改正

昭和61年6月13日(第5章:第9条、第6章:第11条、第7章:第19条)改正

(第9章:第22条)新設

平成4年6月10日(第5章:第7条)改正

平成11年6月10日(第7章:第15条)改正

(第7章:第17条)改正

(第7章:第20条1. 2. 3.)新設

平成13年6月8日(第5章:第7条・第10条5)改正

(第7章:第12条・第13条1. 2. ・第15条1. ・第17条・第19条  
:第20条)改正

(第8章:第22条)改正

(第7章:第18条・第21条)新設

平成14年6月8日(第4章:第6条)改正

平成16年6月9日(第1章:第2条)改正

(第5章:第7・第10条5.)改正

(第7章:第12条)改正

(第7章:第18条2.)改正

(第7章:第19条・第21条)改正

(第7章:第21条1.)新設

(第8章:第22条1. ・第27条)改正

# 神奈川県PTA協議会細則

## 第 1 章 役員及び理事並びに代議員

- 第 1 条 役員は原則として県PTA協議会役員理事及びその経歴者で現に小・中学校PTA会員資格を有するものでなければならない。但し、副会長若干名教師より選出の2名は、県PTA協議会構成地域内の小・中学校長会の代表者それぞれ1名を任ずる。
- 第 2 条 理事の中より、役員が選出されたときは、原則として当該市・郡PTA協議会で理事を補充する。
- 第 3 条 理事は、その年度の市・郡PTA協議会会長の職にあるもの、または、これに代わるものとする。
- 第 4 条 県内、市・郡PTA協議会より、代議員2名選出する。

## 第 2 章 役員選考委員会

- 第 5 条 役員選考委員会の委員は次によって選出する。
1. 別表1に掲げる県内7ブロックより原則として理事又は役員経験者各1名。計7名。
  2. 役員若干名。
- 第 6 条 役員選考委員会は、会長の委嘱を受けて発足し、役員候補者を決定しなければならない。

## 第 3 章 委員会

- 第 7 条 委員会は、役員会の提案により、理事会の承認において設置する。
- 第 8 条 委員会の委員長・副委員長並びに委員は役員・理事の内より会長が委嘱する。
1. 本会は、与えられた目的を達成した時点で解散する。

## 第 4 章 専門部会

- 第 9 条 専門部会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
1. 専門部会の委員には、外部の専門的知識を持った者を招聘することができる。
  2. 専門部会の委員は、要請により、各種会議に出席して、意見を述べることができる。

## 第 5 章 分担金

- 第 10 条 市・郡PTA協議会の分担金は、当該年度の5月1日現在の在籍会員数（一世帯会員）に33円（県P分担金32円、関ブロ特別基金1円）を乗じた額とする。
- 第 11 条 前条に定める分担金は、毎年7月末日までに本会会計に納入する。

## 第 6 章 事務局

- 第 12 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。
1. 事務局に職員若干名を置く。事務局職員は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 第 13 条 本会の事務処理の適正を図るため、次の諸規定を定める。
1. 事務の決済及び予算の執行についての規定
  2. 旅費についての規定
  3. 事務局職員の服務についての規定
  4. 事務処理についての規定
- 第 14 条 事務局職員の給与については、理事会の議を経て会長が定める。

## 第 7 章 雑 則

第 15 条 この細則は、理事会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

改訂した細則は、次期総会に報告しなければならない。

### 付 則

この細則は、昭和51年 6 月 1 日から実施する。

### 細 則 改 正

昭和51年 9 月21日（第 4 章：第11条）

昭和52年 6 月21日（第 3 章：第 7 条、第10条）

（第 4 章：第11条）

この付則は、昭和53年 6 月 1 日から施行する。ただし、第11条の分担金算定基準は、昭和53年度に限り 6 月 1 日とする。

昭和54年 6 月21日（第 3 章：第 7 条、第10条）

昭和55年 6 月 6 日（第 3 章：第10条）

昭和58年 8 月19日（第 4 章：第11条）

昭和59年 6 月21日（第 2 章：第 5 条、第 3 章：第 7 条、第10条）

昭和60年 5 月21日（第 2 章：第 5 条）

昭和61年 6 月 3 日（第 1 章：第 1 条、第 3 条、第 3 章：第 9 条）改正

（第 1 章：第 2 条、第 4 章：第11条）新設

平成元年 6 月 9 日（第 5 章：第12条）改正

平成 4 年 6 月10日（第 1 章：第 1 条）改正

ただし、これの施行は、平成 4 年度よりとする。

平成 8 年 5 月23日（第 2 章：第 5 条）改正

ただし、これの施行は、平成 8 年度よりとする。

平成11年 6 月10日（第 5 章：第12条）改正

ただし、これの施行は、平成12年度よりとする。

平成13年 4 月25日（第 1 章：第 1 条・第 4 条、第 2 章：第 6 条・第 7 条）改正

（第 3 章：第 8 条・第 9 条、第 4 章：第10条、第 6 章：第13条・第15条）改正

（第 3 章：第 7 条・第10条）削除

平成14年 4 月17日（第 1 章：第 2 条別表）改正

平成16年 6 月 9 日（第 1 章：第 1 条）改正

（第 1 章：第 2 条）削除

（第 2 章：第 7 条）改正

（第 3 章：第 8 条・第 9 条 1.）改正

（第 4 章：第10条）改正

（第 4 章：第10条 1.）新設

（第 6 章：第13条 1. ・第15条）改正

平成17年11月10日（第 5 章：第10条）改正

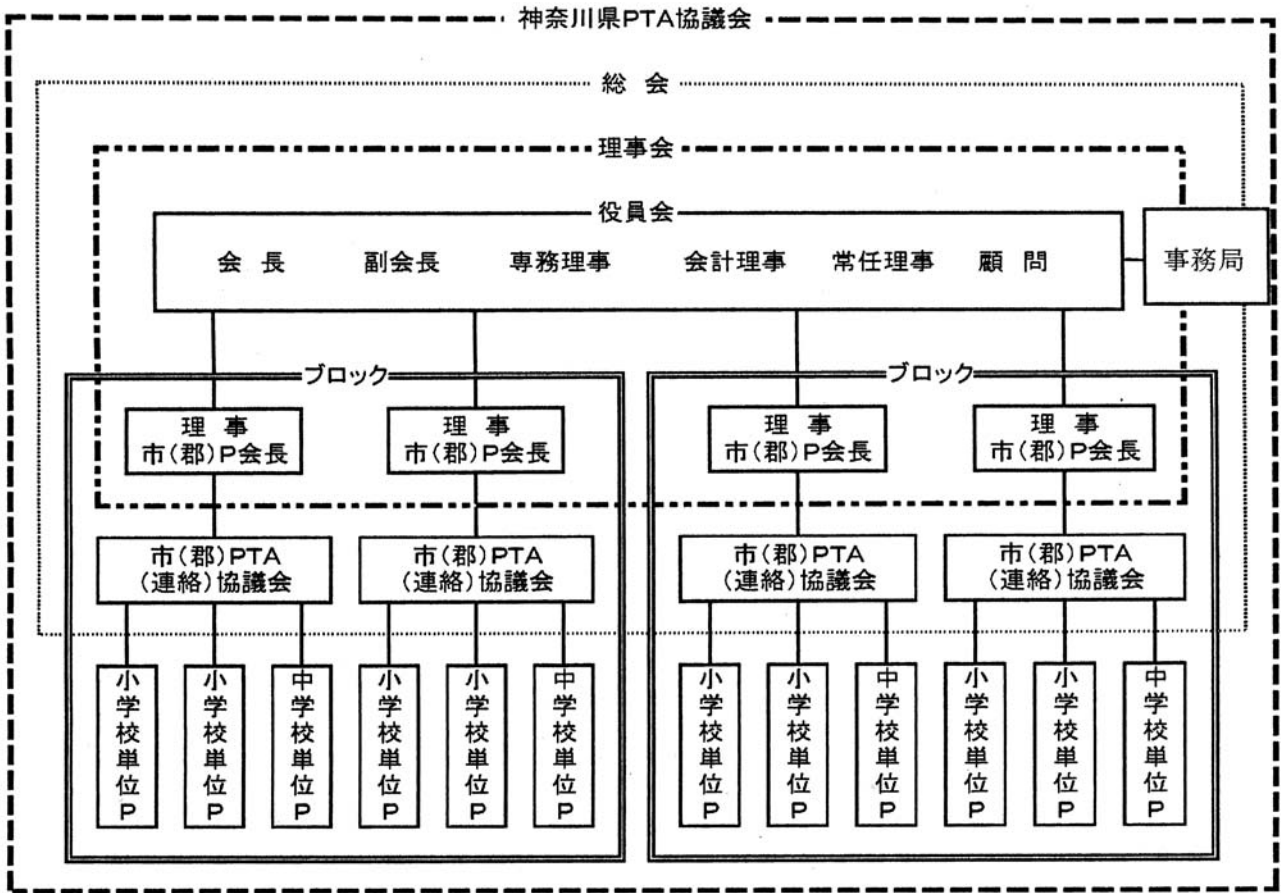
平成18年 3 月14日（第 2 章：第 5 条 1）改正

平成19年 3 月15日（第 2 章：第 5 条 1. 2）改正

（第 5 章：第10条）改正

平成20年 2 月17日（第 5 章：第10条）改正

# 神奈川県PTA協議会組織図



※ 神奈川県PTA協議会 平成22年度 会員数 23市郡 553校 (単位PTA) 245,778人

# 社団法人 日本PTA全国協議会 組織図

